

介護予防短期入所療養介護料金表(1割負担額)

横浜市 単位単価:10.72円

介護老人保健施設 きららの里

	☆基本サービス費 (1日につき)	ユニット型個室 【基本型】	要支援1	要支援2
			666円	839円
			(621単位)	(782単位)
<加算> ※基本サービス費の在宅強化型・基本型・その他の種別につきましては、別紙算定要件に基づき変動する場合があります。				
介護保険内自己負担分	☆夜勤体制加算	26円(24単位)/日	利用者20名に1名以上、利用者41名以上で2人以上、看護職員又は介護職員が配置されている場合	
	個別リハビリテーション実施加算	258円(240単位)/日	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して計画書を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	215円(200単位)/日	認知症の行動・心理症状が認められた方について緊急に施設サービスを行った場合(7日を限度)	
	若年性認知症利用者受入加算	129円(120単位)/日	若年性認知症と診断された方のみ	
	送迎加算	198円(184単位)/日	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行う場合(片道)	
	総合医学管理加算	295円(275単位)/日	治療管理を目的として投薬、検査、注射、処置等を行い診療録に記載しかかりつけ医に情報提供を文書で行った場合	
	緊急時治療管理費	556円(518単位)/日	救命救急医療が必要な方のみ	
	☆在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	37円(34単位)/日	6ヶ月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けている方の割合及びベットの回転率が基準を超えている期間に限り、全員の方が対象となります	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	50円(46単位)/日		
	療養食加算	9円(8単位)/回	糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食等の特別な食事を提供した場合	
	☆サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円(6単位)/日	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上のいずれかが要件を満たしている場合	
	☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に3.9%を乗じた単位数	
	☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)に1.7%を乗じた単位数	
	介護保険外	居住費	住民税課税世帯の方	2,000円/日
特定入所者第3段階の方			1,310円/日	
特定入所者第2段階の方			820円/日	
食費		住民税課税世帯の方	1,950円/日 【内訳】 朝食520円 昼食750円 夕食680円	
		特定入所者第3段階①・②の方	① 1,000円/日 , ② 1,300円/日	
		特定入所者第2段階の方	600円/日	

<その他、ご利用された場合にかかる料金>

日用品セット(外部委託)	210円	(シャンプー・ボディソープ・口腔ケア用品・ティッシュなど 個別選択も可能)
特別室料【タイプA】	2,200円	1ヶ月あたり 66,000円 【5F】
特別室料【タイプB】	1,100円	1ヶ月あたり 33,000円 【4F】
特別食(弁当)	1,500円	
特別食(麺)	1,000円	
理美容費	1,730円	
教養娯楽費	150円	実費(行事費・レクリエーション費など)
特別行事費	実費	納涼祭・敬老会・クリスマス会・お正月等の行事費用(特別献立等)

◎ 1日のおおよその額

基本サービス費+夜勤体制加算+在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)+サービス提供体制強化加算(Ⅲ)+介護職員処遇改善加算(Ⅰ)+介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)+居住費+食費+日用品セット+個室料(個室A・Bを利用の方のみ)+教養娯楽費

住民税課税世帯の方			要支援1	要支援2
	5F(トイレ・TV付)		7,287	7,468
	4F(TV付)		6,187	6,368
	2・3F		5,087	5,268
特定入所者 第3段階①・②の方			要支援1	要支援2
	5F(トイレ・TV付)		②5,947 ①5,647	②6,128 ①5,828
	4F(TV付)		②4,847 ①4,547	②5,028 ①4,728
	2・3F		②3,747 ①3,447	②3,928 ①3,628
特定入所者 第2段階の方			要支援1	要支援2
	5F(トイレ・TV付)		4,757	4,938
	4F(TV付)		3,657	3,838
	2・3F		2,557	2,738

注1 料金表は一例です。この限りではありません。
注2 単位数の計算により多少の誤差が生じる場合がございます。

尚、この料金表は令和3年8月1日からの内容です。